

白兔あすなろへ入所申込みをされる皆様へ

白兔あすなろでは、急を要する入所申込の方ができるだけ早く入所できるよう、入所順位の決定を鳥取県老人福祉施設協議会で定めた入所選考指針によって実施しております。

これは要介護度、在宅サービスの利用率、家族介護が困難な理由等を総合的に検討判断し、客観的に緊急度の高い方から順番に入所していただくのが目的です。

つきましては、お手数をかけて誠に恐縮ですが、入所選考の資料といたしますので入所申込の際には下記の書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

- 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所申込書兼台帳(標準様式1)
 - 介護支援専門員(ケアマネージャー)等の調査票(標準様式2)
 - 介護保険被保険者証(写)
 - サービス利用表(直近3ヶ月分の写し)
 - サービス利用表別表(写)
- } 在宅サービス利用中の方のみ

1. 申込書提出にあたっては、介護支援専門員(ケアマネージャー)等の調査票(標準様式2)が必要です。担当のケアマネージャーに記入を依頼し、それを添付し提出してください。担当ケアマネージャー等がないときはご相談ください。
2. 申込書を提出された後、当施設において入所選考委員会を定期的を開催し、入所優先順位の決定を行います。
3. 要介護等により順位の見直しを行いますので、申込時点の状況に変動があればその都度ご連絡下さい。
4. 平成27年4月より介護保険制度改正にともない原則 要介護1、要介護2の方の入所はできません。
※要介護1、要介護2の入所については、特例として入所諸条件に該当する方のみとなります。
5. 要介護1、要介護2の方のお申し込みについては、「やむを得ない事情」の理由をご記入いただきます。また、施設は保険者に報告し意見を求め、保険者から担当ケアマネージャーに聞き取りがあります。なお、お申し込みの際は、ケアマネージャーにご確認ください。

なお、施設の空き具合により、待機期間が長引く事もありますので、ご了承ください。

担当 生活相談員 藤原紀子
寺坂 聡
白兔あすなろ 電話 0857-59-0111